

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議（平成24年度第1回）
開 催 日 時	平成24年9月7日（金） 午後1時40分から午後5時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第2委員会室
出 席 者 （評価員・50音順）	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 遠藤評価員、福岡評価員、三成評価員、森田評価員、吉村評価員 事務局：財務部総合契約検査室（高橋、山口、橋本、木村、小篠、乾） 環境事業部東部清掃工場（富田、永田、中村、請関、加藤）
案 件 名	(1) 委員長の互選 (2) 委員会の公開・非公開について (3) 落札者決定基準（案）について (4) 落札者の決定に係る意見聴取について (5) その他
提 出 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令～抜粋～ ・ 枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員設置要綱 ・ 枚方市委託業務総合評価一般競争入札実施要綱 ・ 委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドライン ・ 枚方市情報公開条例 ・ 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 ・ 枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設運転管理等業務委託仕様書（案） ・ 枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設運転管理等業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）及び入札参加申請様式 ・ 低入札価格調査書類 ・ 枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設建設工事パンフレット
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 互選により委員長を選出した。 ・ 評価員会議は非公開、会議録は会議録概要を落札者決定後公表することを決定した。 ・ 落札者決定基準(案)について、質疑応答、意見聴取が行われた。 ・ 落札者決定に関して、意見聴取を行うことを決定した。
会議の公開・非公開 非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署（事務局）	環境事業部東部清掃工場、財務部総合契約検査室

審 議 内 容

《開会》

事務局から評価員5人の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

事務局から本会議の設立趣旨及び設立の根拠となる条文等の説明を受けた。

●案件(1) 委員長の互選

評価員5人による互選により、委員長を決定した。

●案件(2) 委員会の公開・非公開について

本市における「枚方市情報公開条例」及び「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」について、次の2点の説明を受けた。また、会議録の公表については、発言者の特定をさけた上で、会議概要を公表する旨の説明を受けた。

① 公開基準について

本会議は、「枚方市情報公開条例」第6条第7号に規定する非公開情報が含まれるため、公開しないことができるものと考えている。

② 公開・非公開の決定について

本会議の公開又は非公開の決定は、当該会議に諮って行うものとなる。

評価員：評価員の氏名は落札者が決定するまで公開されないのか。

事務局：入札公告時に公表される。

評価員：入札公告時に公表されれば、入札参加者が事前に評価員に尋ねにくるといったことも想定されるのではないか。

事務局：本案件について、事業者と利害関係のあるものが意見を述べたものではないことなどを事前に知っていただくために入札公告時に知らせるもので、透明性を重視している。業務の内容や、知り得た情報については漏洩することのないよう厳守願いたい。

評価員：評価員の氏名が公表された後に、評価員と接触した業者は、失格となるのか。

事務局：内容に応じて厳正に対処する。

●案件(3) 落札者決定基準（案）について

事務局から、本委託にかかる仕様書及び枚方市東部清掃工場粗大ごみ処理施設運転管理等業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準（案）を基に説明を受け、意見を聴取した。

□業務仕様書及び評価基準ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）について

評価員：仕様書中にごみの処理量が示されていないが、月間の処理量の取り決めはないのか。

事務局：前年度処理量を参考に示しているが、月によって処理量に変動がある。このため、市側から年間処理計画を示したうえで、入札参加者に運転計画の立案を求めている。

評価員：運転操作については有資格者が必要で、危険と思われる手選別業務については、資格は

必要ないのか。

事務局：資格を持っていないと業務を行えないものについては資格を求めている。手選別については、資格がないとできない業務ではない。

評価員：ガイドラインの技術的評価の項目と、落札者決定基準が重なっている部分よりも重なっていない部分の方が多いが、落札者決定基準におけるガイドラインの位置づけについて説明をお願いしたい。

事務局：ガイドラインについては目安の評価項目として示しているもの。特に、技術的評価については、委託業務によって様々な評価項目が考えられる。このため、ガイドラインに示しているもの全てを評価するというものではなく、各委託業務の総合評価を実施するにあたっての目安の評価項目と考えている。

□技術的評価の評価項目について

評価員：(1)業務管理体制の③運転計画作成に関する業務提案について、運転計画は市が定期補修工事の時期を示さなければ作成できないのではないのか。

事務局：固定的な運転計画ではなく、柔軟な運転計画の考え方を求めているものである。

評価員：考え方を求めているのであれば、考え方について評価するとし、仕様書中に定期補修の期間については市が指定する旨示しておいた方がよいのではないのか。

事務局：誤解の生じないように記載する。

評価員：(1)業務管理体制の②配置技術者に関する業務提案中のその他の関連する資格について、どういうものが関連する資格になるのかが、それぞれの入札参加業者の判断に委ねられてしまっている。関連のないものであっても、記入があれば評価することとなるのはどうか。市が認めた場合等の明示が必要ではないのか。

事務局：市が認めた場合等の明示をするよう修正する。

評価員：(1)業務管理体制の①適正な履行を確保するための業務体制について、ここで求めている業務提案書の中で、業務の一部を再委託することについても確認するのか。

事務局：本業務については他分野にわたる業務ではなく、一定の安全上の配慮を考えると、一事業主による指示命令系統が単一化されている方が、安全性を発揮できると考えており、特別な事態となったときは検討しなければならないかもしれないが、基本的には再委託は考えていない。

評価員：本件業務は大人数で行う業務ではないと思われるが、(3)危機管理の②夜間等休業時における異常事象発生時の緊急対応に関する業務提案と、③業務継続に関する業務提案について、夜間の緊急対応や大規模災害時の計画を求めており、またその配点が高く、厳しいのではないのか。

事務局：本業務は三交替制の業務ではなく、日中に行う業務であり、夜間常駐するという考えを求めているものではない。施設の運転を止めてしまうことのないよう、一定の人員確保をお願いしたいと考えている。BCP（事業継続計画）については電気や施設の条件が整っていれば業務をこなしていただく観点からこの項目を設定しており、人員体制の中では安定的な体制を構築しているというところを評価したい。

評価員：(3)危機管理③業務継続に関する業務提案について、大規模震災があれば、この施設は数日後には膨大な処理を行わなければならない状況になっていると思われる。その時の

業務については受託する企業が考えるのではなく、市が別途契約を考えるべきではないか。

事務局：震災等で二交替、三交替しなければならないような状況となれば、変更契約となりますが、この項目では通常の時間帯ですぐに稼働できる人員確保について評価するものである。

□社会的価値評価の評価項目について

評価員：(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組みの①障害者の雇用率又は雇用者数（常用雇用労働者に限る）について、法定雇用率1.8%を遵守していても加点は0点となっており、評価してもらえないのか。また、常用雇用労働者が56名未満の企業についてはどのような評価となるのか。

事務局：法定雇用率1.8%を遵守していても加点は0点としているのは、前回の総合評価でも0点としていたことに合せている。また、常用雇用労働者が56名未満の企業については、様式7（障害者雇用状況報告書）で届出てもらい、評価点は障害者雇用率又は雇用者数のいずれか高い方の得点で決定する。

評価員：障害者雇用状況報告書の提出先が所管監督署となっているが、提出先は公共職業安定所（ハローワーク）です。

事務局：そのように修正する。

評価員：(1)多様な雇用及び雇用環境に関する取組みの②就労困難者の新規雇用について、就職困難者である旨が確認できる書類の写し等の提出が平成25年2月15日までとなっており、評価時に確認ができないが、どのような考えか。

事務局：落札候補者になる前に人員を採用するのは難しい。契約締結日までの期間が短いこともあり、今回の業務については研修期間までに人員を確保できればよいと考えている。ただ、就職困難者雇用計画書により評価するので、契約後、提案内容と異なる場合等によっては支払いや契約そのものをどうするか等の別途協議が必要となるかもしれない。就業しても、すぐに退職するということが想定されるが、その場合は早急に措置してもらおう等の努力を求める。契約締結時には約束が守れるかを十分に確認しておく必要があると考えている。

評価員：新規雇用については、予定していた人が来ない場合も考えられる。雇用を促進するための項目でもあり、そういった場合はすぐに相談をするよう、市が企業に強く伝えておくことが大事。市が柔軟に対応する姿勢があることも示して欲しい。

事務局：研修を必ず受けてもらわなければならないということもあり、総合的に判断して検討する。

評価員：応募時点で提出する就業規則は契約締結する前の就業規則であり、実際の業務を行う規則と一致しない。実際に業務を行った後契約を確実に履行しているか、賃金が支払われているかの確認はされるのか。

事務局：発注者として、明らかにおかしいと思う部分については、定期的に報告を求めるといったかたちで確認はしていかなければならない。賃金に関しては、労務者賃金支払い状況報告書の提出を求めている。

評価員：(2)環境問題への取組みの①環境報告書の発行又は環境マネジメントシステムの認証状

況について、委託業務総合評価一般競争入札評価基準ガイドラインにはK E S・環境マネジメントシステム・スタンダード、エコステージの記載もあるが、I S O 14001、エコアクション21のみの評価となっているのは何か理由があるのか。

事務局：ガイドラインに準じた項目に変更する。

評価員：(3) 地域活動・災害支援活動への取組みの①企業の奉仕活動への取組みについて、評価することは良いことであるが、ボランティアに参加した証明をどのように確認するのか。

事務局：基本は報告を信用するということであるが、出勤簿のコピーや、社内報告があればチラシ等も含め資料を提出してもらい、確認ができるかと考えている。

評価員：全国的にこのような業務を行っている企業であれば、災害時には応援に行くと考えられる。業務として応援に行けばボランティアにならない。ライフライン系の施設であれば震災でゴミが大量に出ているときにボランティアに行っている状況ではないことから、評価の項目になじまない。業務の応援をするということも大事なことであり、ボランティアの部分のみ評価するのはどうか。

事務局：個人のボランティアの評価だけではなく、企業として業務応援も含めボランティアに参加したということも評価する。

評価員：災害時のボランティアのみの評価に限定する必要があるのか。

事務局：災害時のボランティアに限定したものではない。評価内容の表記を検討する。

評価員：施設のスペースを避難所として提供した場合も評価できるよう、柔軟に考えてもらいたい。

事務局：ボランティアの内容を評価できるよう、加点方法を検討する。

評価員：奉仕活動の取組み等の過去の事例で、制度の項目が無く0点であっても、総合評価の点数で落札候補者を決定するが、契約を締結する4月までに0点であった制度項目を設けてもらうこととなるのか。

事務局：総合点数で判断した以上4月までに制度を設けてもらうことは考えていない。

評価員：(4) 男女共同参画への取組みの①育児・介護休暇及び休業制度への取組みについて、制度は設けているが、該当者がいない場合は評価の基準にならないのか。

事務局：該当者がいない場合は評価の基準にならない。社内規定に基づいて取得していれば評価するとしている。

評価員：(4) 男女共同参画への取組みの④女性の採用・職域拡大への取組について、取締役・監査役を除く主旨は何か。

事務局：会社役員については、経営者側の立場となる。労働者側の立場の管理職の評価を考えている。

評価員：この項目をあげることで、女性管理職を登用する促進効果にもつながると考える。全体の状況の中で、合理的な加点方法の率の設定を検討してほしい。

事務局：検討する。

評価員：その他として、他の企業が努力しようと思えるよう、関係省令を遵守していると確認できた企業については、評価点を公表するなどの検討してもらいたい。

事務局：入札参加者の評価点については、落札者の決定時にホームページで公表する。

●案件(4) 落札者の決定に係る意見聴取について

地方自治法施行令に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、落札者を決定するときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。よって、落札者の決定に関して、評価員の意見聴取をする必要があるかどうかについて、審議された結果、評価員会議は、「落札者の決定に関して意見を述べる」と決定した。

●案件(5) その他

今後のスケジュールについて、事務局から説明を受けた。

《閉会》